

16. 不良債権のオフバランス化の実績 【三井住友銀行単体】

(金額単位 億円)

【上期実績】

	20年3月末	20年度 上期増減	新規発生額	オフバランス化額	20年9月末
破産更生等債権	1,178	1,513	1,680	△ 167	2,691
危険債権	4,020	1,238	2,921	△ 1,683	5,258
合 計	5,198	2,751	(注1) 4,601	△ 1,850	7,949
うちオフバランス化につながる措置額(注2)	1,028				2,397

要因別内訳 (注3)	清算型処理	△ 66
	再建型処理	△ 76
	再建型処理に伴う業況改善	—
	債権流動化	△ 347
	直接償却	△ 73
	その他	△ 1,288
	うち回収・返済等	△ 1,143
	うち業況改善	△ 145
	合計	△ 1,850

【下期実績】

	20年9月末	20年度 下期増減	新規発生額	オフバランス化額	21年3月末
破産更生等債権	2,691	505	977	△ 472	3,196
危険債権	5,258	1,525	3,669	△ 2,144	6,783
合 計	9,749	2,030	4,646	(注1) △ 2,616	9,979
うちオフバランス化につながる措置額(注2)	2,397				2,856

要因別内訳 (注3)	清算型処理	△ 360
	再建型処理	△ 64
	再建型処理に伴う業況改善	—
	債権流動化	△ 630
	直接償却	397
	その他	△ 1,959
	うち回収・返済等	△ 1,548
	うち業況改善	△ 411
	合計	△ 2,616

(注1) 上期に新規発生した先で下期にオフバランス化した額は、それぞれに計上されており、その金額は2,012億円。

(注2) オフバランス化につながる措置とは、法的整理、法的整理に準ずる措置、グッドカンパニー・バッドカンパニーへの会社分割、個人・中小企業向け小口債権の部分直接償却、企業の再生等を信託の目的とし信託終了までにオフバランス化が図られるRCCへの信託を指す。

(注3) 1. 「清算型処理」とは、清算型倒産手続（破産、特別清算）による債権切捨て・債権償却をいう。

2. 「再建型処理」とは、再建型倒産手続（会社更生、民事再生、和議、会社整理）による債権切捨て、特定調停等民事調停による債権放棄及び私的整理による債権放棄をいう。